

件名	燃料補給業務委託
納品(履行)場所	直営4営業所(西賀茂、烏丸、九条、梅津)
契約期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
	ただし、この期間中といえども、発注者は事業上の必要が生じた場合は契約の変更または解除を行うことがある。 発注者は、前項により契約を変更または解除しようとする場合は、その1箇月前までに受注者に通知しなければならない。
内容	<p>第1 業務内容</p> <p>本業務の内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市バス車両に燃料の給油作業を行うこと。 なお、燃料の給油後は走行中などに燃料補給口から燃料が洩れることなどが無いようタンクキャップの締め付けが確実にできていることを必ず確認すること。 2 市バス車両の給油作業は迅速に行い、給油後には車両毎の給油量を所定の用紙に記入し、毎月1回管理課へ報告すること。(所定の用紙は別途指示するものとする)。 なお、1日を通して燃料補給がない車両については、営業所との連絡を密にして、燃料不足による運行中断等の発生防止に努めること。 3 燃料(軽油等)の在庫管理及び危険物施設(給油取扱所)の管理を行うこと。 4 納入業者が地下タンクに軽油を補給する際に立ち会うこと。 ※ 納入日は原則として月曜日から土曜日の6日間であるが、営業所により変則的な納入日となることがある。 5 軽油の在庫管理に関し、各営業所において過不足等の理由により予定納入数量に変更が生じる場合は、変更日の前々日午前10時までに管理課に連絡すること。 ※ 予定数量については、事前に管理課より予定納入数量表を送付する。 6 毎日の作業はじめに、地下タンクの軽油残量を測量し、所定の用紙に記入し、毎月2回(1日と16日)管理課へ報告すること。 ※ 所定の用紙は別途指示する。 7 その他、状況により関係各課の指示に従うこと。

第2 業務場所等

業務を行う場所、時間等は次のとおりとする。

場所	配置時間	車両 台数	住 所
西賀茂	10:00~24:00	109台	京都市北区西賀茂山の森町 50
烏丸	10:00~24:00	88台	京都市北区小山北上総町 49
九条	10:00~24:00	177台	京都市南区東九条下殿田町 70
梅津	10:45~24:00	172台	京都市右京区西院笠目町 9-15
合計		548台	

- 1 前項の配置時間の変更は、発注者と受注者との協議のうえ行うものとする。
- 2 配置開始時間から約15分間は準備時間とし、準備完了後より給油業務を開始するものとする。
- 3 車両台数については、運転計画等の内容により増減する場合がある。

第3 委託料について

- 1 委託料は次のとおり決定するものとする。

(1) 委託料は、次表のとおり、労務費とその他の費用に区分し、令和9年度、令和10年度の労務費については、変動するものとする。なお、この場合の労務費とは、当該事業に直接従事する者の労働力への対価を言う。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
労務費	固定	変動	変動
その他	固定	固定	固定
計	固定	固定	固定

(2) 令和9年度、10年度の労務費については、次により決定する。

ア 令和9年度労務費

令和8年度労務費×京都府の令和8年度最低賃金の対前年度上昇率

イ 令和10年度労務費

令和9年度労務費×京都府の令和9年度最低賃金の対前年度上昇率

- 2 入札額については、令和9年度、令和10年度の労務費を令和8年度の労務費と同額と仮置きした上で、3年間の総額を記入すること。

第4 提出書類

受注者は次の書類を発注者へ提出しなければならない。

- 1 職員名簿 契約後早急に提出
- 2 緊急連絡先及び担当名簿 契約後早急に提出
- 3 実務経験証明書 契約後早急に提出（全職員分）
- 4 危険物取扱者免状写し（両面） 契約後早急に提出（全職員分）

- 5 事故等報告書 処理後早急に提出
(事故等発生時には関係部署へ口頭報告すること。)
- 6 職員異動報告書 異動後早急に提出

第5 有資格者の選任等

- 1 本業務にあたっては、危険物取扱者（甲種、乙種第4類の有資格者）が給油時間中常駐し、業務に当たること。
また、営業所ごとに、実務経験が6箇月以上ある危険物取扱者の中から、保安監督者及び保安監督代行者を選任すること。
なお、保安監督者または保安監督代行者は、給油時間中は業務対象場所に常駐しなければならない。
- 2 業務上必要な資格に関して、講習等が義務付けられている場合は必ず受講し、業務に支障を来たすことのないようにしなければならない。
なお、講習等により発生する費用については、受注者の負担とする。

第6 現場代理人

- 本業務の実施にあたり受注者を代理して次の各号に定める事項を行うため、現場代理人を選任する。
- 1 受注者の従業員の労務管理及び作業場の指揮命令
 - 2 本業務履行に関する発注者との連絡及び調整
 - 3 仕様書に基づく発注者の指図等の処理
 - 4 受注者の従業員の規律秩序保持並びにその他本業務処理に関する事項

特記事項等

第1 長期継続契約

- 1 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、発注者は、翌年度以降において当該案件に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者は、発注者が翌年度以降に支払いを予定していた金額を請求することはできない。
- 3 受注者は、前項の規定に定めるもののほか、発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償については、別途協議するものとする。

第2 関係法規

本契約について、受注者は、京都市交通局契約規程その他関係法令及び諸規定を守らなければならない。

第3 機密保持

受注者は、本契約に関連して知得した、発注者の業務上の資料又は知識を、許可又は承諾なくして第三者に漏洩してはならない。また、発注者が貸与した資料等は、本契約が完成した後、直ちに返還しなければならない。

第4 機器及び作業詰所等

本業務にあたっては、発注者が設置する補給機械及び詰所を使用するものとする。

第5 作業態度

受注者は発注者の事業の一端を担うという立場を認識し、基本的なマナーや身だしなみ、言葉遣い、不快の念を与えない対応等を十分に心掛け、本業務を行うものとする。

第6 履行

受注者は本業務の履行にあたり、自ら業務処理計画を立案しなければならない。

また、従業員を適正に配置し、指導監督と教育指導を行い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって処理しなければならない。

第7 損害の処理

本業務の処理において発生した損害（第三者に対する損害を含む）は受注者の責任において受注者が処理するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

第8 業務の中止

受注者が本業務の実施に関し仕様書に違反したときは、業務の全部又は一部について中止を命ずることができる。これに伴い受注者に損害が発生しても、発注者はその損害を賠償しない。

第9 委託料の支払

契約期間中、各年度に相当する金額を支払うものとする。毎月、月末をもって計算するものとし、請求により支払う。ただし、期間中に契約の変更または解除を行ったときで、期間が1箇月に満たない場合はその属する月の日数をもって計算する。

第10 費用の負担

本業務を行うために必要な基本的な設備及び機器については、発注者が受注者に貸与するものとし、その他の備品及び消耗品は受注者が受注者の費用で購入するものとする。ただし、電話通信料金及び水道光熱費は発注者が負担する。

第11 立ち入り

受注者は、本業務にあたり、定められた場所以外への立ち入りを禁止する。ただし、やむを得ず立ち入る場合は発注者の承認を得ることとする。

第12 権利義務の譲渡

受注者は、この契約により生じる権利もしくは義務を、第三者に譲渡しまたは継承させてはならない。

第13 再委託の禁止

受注者は、業務の処理を他人に委託し、または請負わせてはならない。

第14 拾得物の処理

拾得物の取扱は以下のとおりとする。

- 1 受注者は本業務中に遺失物を拾得した場合、速やかにこれを発注者の職員に届出るものとする。この場合において、拾得物に対する権利は発注者に帰属するものとする。
- 2 受注者は旅客または公衆から拾得物の届出があった場合、当該旅客または公衆に対し、発注者に届けるよう案内するものとする。

第15 協議事項

契約後においても、本仕様書に疑義が生じた場合は発注者と受注者が協議したうえで定めるものとする。

第 16 契約変更

1 契約期間中に労務費の見直しについては、契約期間の 2 年目以降（契約月から 13 月目以降に限る。）に、協議のうえ契約変更を行うものとし、京都府の最低賃金額の対前年度上昇率により決定するものとする。

※ 契約締結後、受注者は速やかに発注者に契約額の内訳がわかる書類（任意様式）を提出すること。これを提出しない場合は、契約変更に応じない場合がある。

2 上記のほか、労働基準法等の関係法令の改廃、制定等に伴う労務費の著しい上昇等、契約締結時に予見しがたい事由により、本業務の履行が困難となる事態が生じる場合は、発注者と受注者は契約変更について協議を行うことができるものとする。